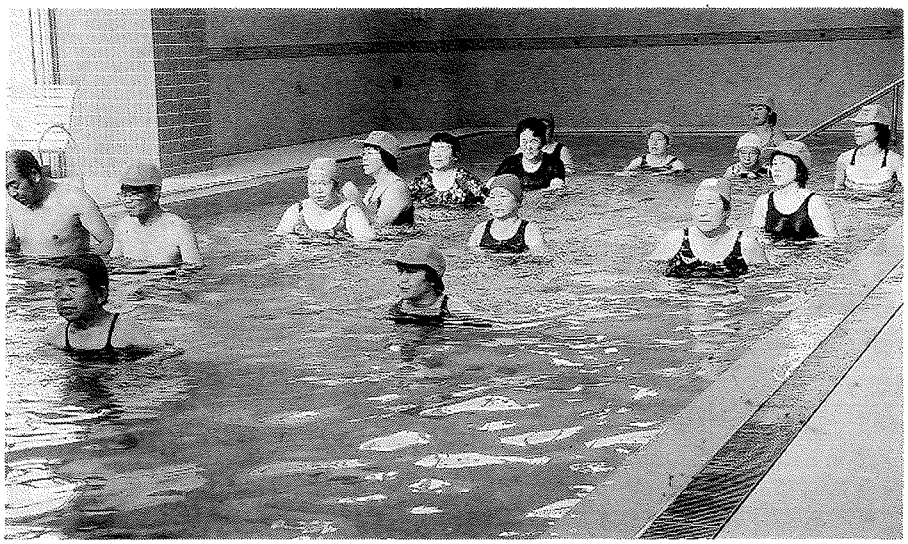
平成15年2月9日　第1349号　発行：湯沢町役場総務課

広報 ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう





移動は自動車、娯楽はテレビ、仕事はパソコン…。気が付けば、ストレスや肥満、生活習慣病といった悩みが増すばかりです。特に冬は、運動不足になりがちです。

在宅介護支援センターでは、町民の皆さんの健康づくりのお手伝いのため、「シルバー温水健康教室（写真・上）」や「けんこつ体操教室（写真・下）」を冬でも行っています。

いずれの教室も「元気な高齢者づくりアシスタント」が指導しています。

平成15年度のシルバー温水健康教室は、3月に募集し、4月から行う予定です。けんこつ体操教室は、町内7会場で行っていて申し込みは必要ありません。

皆さん、健康づくりのために参加してみてはいかがですか？

主な内容

所得税・住民税の申告 …… 2～3
町の奨学金貸与と就学援助 …… 4
はたらコール …… 5
違法な年金担保融資にご注意 …… 6～7
児童手当の手続きはお済みですか …… 8
湯沢町臨時職員登録者募集 …… 9
雪灯りコンテスト参加者募集 …… 10
魚沼消防署湯沢分署からのお知らせ …… 11
お知らせ …… 12

所得税・住民税の申告

2月17日から3月17日まで

◆申告相談日程◆

月日		対象地区	時間	会場
2月	17日（月）	小原・中子・一之町	9：00～16：00	湯沢町役場3階大会議室
	18日（火）	宮林・添名・駅通		
	19日（水）	原新田・原・上中		
	20日（木）	田中・小坂・楽町		
	21日（金）	堰場・西原・谷地		
	24日（月）	平沢・滝ノ又・下中		
	25日（火）	戸沢・谷後・幅下		
	26日（水）	七谷切・旭原・諏訪		
	27日（木）	芝原・萩原・愛宕		
	28日（金）	栄町・中里・堀切		
3月	3日（月）	八木沢・古野1・湯元	9：00～16：00	湯沢町役場3階大会議室
		税務署による申告相談（全町対象）	10：00～15：00	湯沢町役場3階議会第2会議室
	4日（火）	大島・古野2・布場	9：00～16：00	湯沢町役場3階大会議室
		税務署による申告相談（全町対象）	10：00～15：00	湯沢町役場3階議会第2会議室
	5日（水）	三俣2・松川・滝沢	9：00～16：00	湯沢町役場3階大会議室
	6日（木）	三俣1・土樽・西中		
	7日（金）	二居・岩原高原・西山		
	10日（月）	浅貝・土樽スキー場・下熊野		
	11日（火）	上熊野・東電・石白・湯鉄神立		
	12日（水）	全町（上記の日に申告できなかった人）		
	13日（木）			
	14日（金）			
	17日（月）			

確定申告は自己記載で

所得税は、各人が自分の所得金額とそれに対する所得税額を正しく計算して申告し、その所得税額を自発的に期限内納付するという制度を採用しています。

確定申告をしなければならない方が申告しなかったり、誤った申告をすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算税が課され、さらに延滞税も納めなければなりません。

申告書等は、役場の税務課にも用意してありますので、自分で書いて確定申告しましょう。

【問い合わせ】
小千谷税務署
TEL0258・83・2093

住民税の申告

平成15年1月1日現在、湯沢町に住んでいた人は、申告が必要です。ただし、税務署に平成14年分の確定申告書を提出した人、平成14年中の所得が給与のみで年末調整済みの人は必要ありません。（14年途中で就職・退職した人で年末調整をされていない人、雑損控除、医療費控除等を受けようとする人は申告が必要です。）

◆申告相談に必要なもの

①印鑑及び預金通帳等口座番号のわかるもの
②給与所得者及び年金受給者の方は源泉徴収票
③事業をしている方は収支明細書及びその資料
④不動産や配当所得、その他の収入のある方はその資料
⑤各種控除を受ける方は、そのための領収書や証明書
⑥農業所得のある方は「所得のお知らせ」又は収支内訳書

なお、住民税の申告書は配布しません。必要な方はお送りしますので、ご連絡ください。

【問い合わせ】
税務課住民税係
TEL784・3452

㊟収支内訳書の記入や医療費控除のための医療費の集計をしてから、相談会場においでください。
記入・集計されていない場合、会場においてご自分で計算していただきます。

介護保険サービス費も医療費控除の対象となります

介護保険のサービス費の自己負担額についても、一般の医療費と同様に確定申告によって医療費控除を受けることができます。

医療費控除の対象となる金額は、申告者自身又は申告者と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った控除対象となる医療費及び介護サービス費などの総額です。医療費控除額は、次の計算式によって計算します。

14年中に支払った医療費（対象となる介護サービス費を含む）	−	保険金などで補てんされた金額	−	「10万円」又は「14年の総所得金額等の合計額の5%相当額」の内いずれか少ない金額	＝	**医療費控除額（200万円限度）**

介護保険施設に入所された方

◆越南苑などの介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設に入所された方は、保険の給付対象となる介護費及び食費の自己負担額の全額が医療費控除の対象となります。

◆ゆのさと園などの指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所された方は、介護保険の給付対象となる平成14年の介護費及び食費の自己負担額の2分の1に相当する額が、医療費控除の対象となります。

在宅で介護サービスを利用した方

㋐対象となるもの

次の医療系の居宅サービスは、保険の給付対象となる費用の利用者負担額の全額が医療費控除の対象となります。

○訪問看護
○訪問リハビリテーション
○居宅療養管理指導
○通所リハビリテーション（介護老人保健施設などでのデイケア）
○短期入所療養介護（介護老人保健施設などでのショートステイ）

※おむつ代は、「おむつ使用証明書」が必要です。

㋑条件付きで対象となるもの

次の居宅サービスは、要介護（支援）認定を受け、居宅サービス計画に基づいてサービスを利用し、前記㋐のいずれかのサービスと併せて利用した場合に、介護保険の給付対象となる費用の利用者負担額の全額が、医療費控除の対象となります。

○訪問介護（ホームヘルプサービス）
○訪問入浴介護
○通所介護（特別養護老人ホームでのデイサービス）
○短期入所生活介護（特別養護老人ホームでのショートステイ）

確定申告に必要な書類

介護サービス費の医療費控除の確定申告を行う際は、

①医療費控除の内訳書（医療などを受けた人ごとに医療費を整理）
②サービス事業所の領収書
③高額介護サービス費の給付を受けた方はその決定通知書

などが必要となります。

【問い合わせ】
福祉保健課介護保険係
TEL 784・4560

障害者控除対象者の認定について

所得税法や地方税法では、65歳以上の高齢者については、身体障害者手帳の交付などを受けていない方でも、身体障害者又は知的障害者に準ずる方として、市町村長の認定を受けた場合、障害者控除の対象となります。

介護保険の要介護認定を受けている方で、障害者または特別障害者（寝たきり老人を含む）に該当すると認められる場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行します。該当すると思われる方で、税金の確定申告などのため障害者控除の認定書が必要な方は申請してください。

問い合わせ…福祉保健課介護保険係　TEL 784 − 4560

農業用免税軽油の免税証を交付します

農業用トラクター・コンバイン等に使用する免税軽油の購入に必要な免税証を交付しますので、ご希望の方は申請してください。

【交付日時】
3月13日（木）・14日（金）　午前9時～午後4時

【場所】
六日町総合庁舎2階・第3会議室

【持参するもの】
①昨年に引き続き申請する場合
・免税軽油使用者証
（機械を買い替えた場合は機械の所有証明が必要）
・耕作面積証明書
（農業委員会が証明するもの）
・印鑑
（共同で申請する場合は全員のもの）
②今年初めて申請する場合
・機械の所有証明
（販売店等が証明するもの）
・耕作面積証明書
（農業委員会が証明するもの）
・印鑑
（共同で申請する場合は全員のもの）

【申請手数料】
免税軽油使用者証の交付申請（新規交付申請、更新交付申請、亡失等による再交付申請）を行う場合は、手数料の納付が必要になります。
○手数料の額
４００円
○手数料の納付方法
新潟県収入証紙により納付

【問い合わせ】
六日町県税事務所課税課（間税担当）
TEL７７２・２６６３

ご利用ください

町の奨学金貸与と就学援助

奨学金貸与制度

経済的理由により就学が困難な学生・生徒の方に、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。

【条件】
①湯沢町に住所を有する方の子弟であること。
②高等学校・高等専門学校・大学・大学院・専修学校または各種学校等に在学し、他の公的奨学金の給付または貸与を受けていないこと。
③世帯の前年の所得税の合計額が５０万円以下であること。

【貸与額】
・高等学校又は専修学校の高等課程等
：月額２０，０００円
・大学・大学院・短期大学・専修学校の専門課程等
：月額５０，０００円

【返還期間・方法】
貸与を受けた期間の２．５倍の期間で、半年賦での返還（半年毎の支払い）となります。

【貸与利息】
世帯の所得税の合計額が30万円未満の場合
↓無利子
世帯の所得税の合計額が30万円以上の場合
↓年利２％

就学援助制度

生活困難な世帯の児童・生徒の保護者の方に、義務教育に要する学費、給食費用等の一部を援助する制度です。

※奨学金貸与制度及び就学援助制度の利用を希望する場合は、3月末日までに申請書を提出してください。必要書類等詳しくは、学校教育課（TEL７８４・２２１１）へお問い合わせください。



1月の建設工事等入札結果　（落札額250万円以上）

番号	工事名等	契約金額（円）	請負業者
住建第4号	原新田団地既設住宅解体工事	5，040，000	森下企業㈱

就職もスキルアップも電話から
あなたのほしい情報の入手先を紹介する
「はたらコール」

求人情報や資格についての情報を知りたいけれど、どこに聞いていいのか分からないとお困りの皆さん、「はたらコール」をご存じですか？はたらコールは「求人情報を知りたい」「資格を取りたい」「スキルアップをしたい」「仕事と育児を両立したい」「労働条件について相談したい」など、あなたが知りたい情報の入手先をご案内します。

◆職業紹介機関などの情報を提供します

「はたらコール」では、仕事探しをサポートする職業紹介機関や就職に必要な能力開発を支援する機関など、全国の機関の中から、相談者のニーズに合った最寄りの機関の住所や電話番号などの情報を提供します。

◆オペレーターがあなたに代わって求人情報を調べます

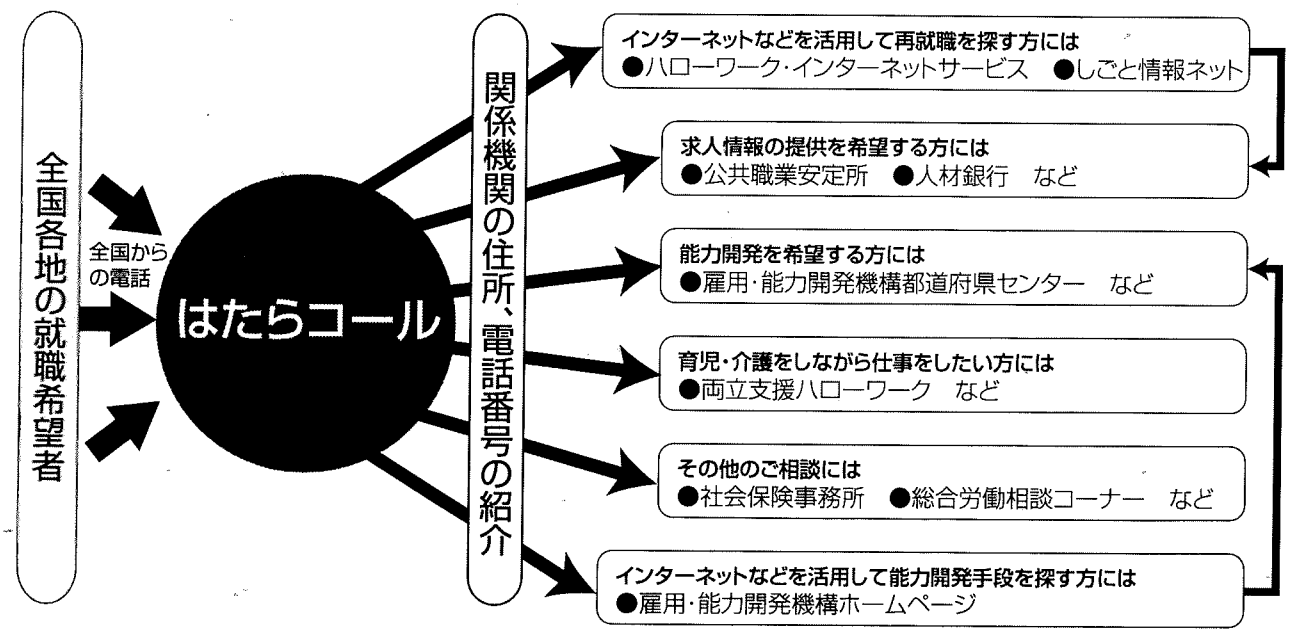
パソコンや携帯電話を使って求人情報などを検索できる
「しごと情報ネット (http://www.job-net.jp/)」
「ハローワーク・インターネットサービス (http://www.hellowork.go.jp/)」
などのサービスがあります。「はたらコール」では、パソコンを持っていなかったり操作が苦手だったりという人のために、問い合わせた人に代わって、これらの求人情報サイトを検索するサービスを行います。

『はたらコール』

0120-876506（フリーダイヤル） 携帯電話の場合 098-891-8686

（携帯電話の通話料は利用者負担となります）

受付時間： 午前８時～午後10時（土日、祝日を除く）



違法な「年金担保融資」にご注意！

公的年金を受ける権利を担保にすることは禁止されています。



公的年金を担保に融資する違法な貸金トラブルが問題になっています。国民年金や厚生年金保険などの年金を受ける権利は、譲渡したり担保にしたりすることが法律で禁じられています。違法な融資を持ちかける貸金業者の誘いに乗らないようご注意ください。

◆年金証書や通帳、印鑑は預けない

公的年金は高齢者の生活を支える大切な資金です。国民年金や厚生年金保険などの年金を受ける権利は、社会福祉・医療事業団から融資を受ける場合を除いて、担保にすることが禁止されています。

ところが、悪質な貸金業者は「年金立て替え」「中高年融資」などの宣伝文句で年金生活者を誘い、年金証書、預金通帳、印鑑、キャッシュカードを預かるという形で、事実上、年金を担保にとって融資を行っています。法律で定められている上限ぎりぎりの利息で貸し付け、振り込まれた年金を口座から引き出して返済に充て、返済が進むと新たな追加融資を持ちかけるなど、なかなか抜け出せない仕組みになっています。被害に遭った高齢者の中には、生活できなくなって自己破産に追い込まれた人もいます。

融資を受ける際は、年金証書、預金通帳、印鑑、キャッシュカードなどを貸金業者に預けないようにしてください。

ご利用ください。公的な年金担保融資制度

国民年金などの年金を受けている方が対象です。

社会福祉・医療事業団は、国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金保険、船員保険の年金を受給している方を対象に低利で融資を行っています。生活、住居、冠婚葬祭、医療などで一時的にまとまった資金が必要になったときは、返済期間中の生活を十分に考えて計画的にご利用ください。

●「年金担保融資」の概要

■利用できる方

国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金保険、船員保険の年金証書を持ち、現

在、年金の支給を受けている方。

■融資の条件

融資の条件は、①「全額返済」と、②「半額返済」によって異なります。

①年金の「全額」を返済に充てる場合

【融資金額】

10万円～250万円

【返済方法】

年金の全額を返済に充てます。返済が終了するまで年金を受け取ることができません。

②年金の「半額」を返済に充てる場合

【融資金額】

10万円～250万円

【返済方法】

申し込み時の年金の定期支払額の半額に相当する額を返済に充てます

返済額を差し引いた残りの額は指定の預金口座に振り込まれます

■利率

年1.0%《※注》

(平成14年12月6日現在)

■担保

年金の受給権(年金証書)が担保となります。

年金証書は返済が終わるまで、申し込みをされた金融機関でお預かりします。

■保証人

連帯保証人1名以上

※連帯保証人を依頼することが難しい方は、信用保証機関(財)年金融資福祉サービス協会)に保証料を支払い保証人になってもらう方法があります。

【申し込み先】

「社会福祉・医療事業団代理店」と表示された金融機関へ

【問い合わせ先】

社会福祉・医療事業団

TEL03・3438・0224

ホームページアドレス

http://www.wam.go.jp/jigyoudan/gyoumu/nenkin/index.html

ご利用ください。恩給・共済年金担保貸付制度

恩給や共済年金を受給されている方が対象です。

国民生活金融公庫では、恩給、共済年金、災害補償年金などを受けている人を対象に、恩給や年金を担保とする融資を扱っています。住宅や事業などの資金として幅広くご利用いただけます。融資が必要の際にご検討ください。

●「恩給・共済年金担保貸付」の概要

■利用できる人

恩給、共済年金、災害補償年金の受給者

■資金の使いみち

住宅資金などの消費資金や事業資金など幅広く利用できます。

■融資額

1人250万円以内

(ただし恩給・共済年金の年額の3年分以内。融資限度額の範囲内なら追加の申し込みもできます。)

■利率

年0.95%

(平成14年11月30日現在)

■担保

恩給や共済年金(恩給・共済年金の証書を公庫に預けます。)

■保証人

連帯保証人1名以上

■返済方法

恩給や共済年金を公庫が受け取って返済金に充てます。

【問い合わせ先】

国民生活金融公庫の各支店(全国152店)か、次の相談センターへ

《東京》

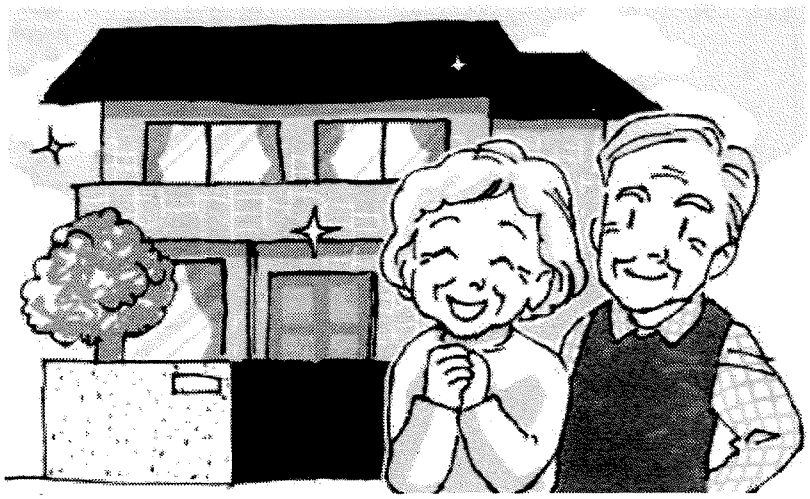
TEL03・3270・4649

ホームページアドレス

http://www.kokukin.go.jp/pfcj/onkyuu.html

《※注》

※平成15年1月より利率が変更されます。



児童手当の手続きはお済みですか？

【2月の定時支払について】
10月分から1月分までの児童手当を、2月13日（木）に振り込みますので、確認してください。

【児童手当とは】
児童手当は、生活の安定と児童の健全育成・資質の向上を目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

○支給対象
小学校入学前の児童を養育している人。
（ただし、所得による制限があります。）

○手当月額
第1子　5，000円
第2子　5，000円
第3子以降　10，000円

○支払について
申請された翌月から、支給事由が消滅した月まで支給されます。毎年2・6・10月に、それぞれの前月分までが支払われます。

○申請に必要なもの
印鑑、申請者の口座の分かる通帳等。
（公務員の方は勤務先で手続をしてください。）

○次のような場合には保育係で手続が必要になります。
・出生等によって対象児童が増えたとき。
・受給者や対象児童の住所が変わるとき。
・離婚や死別等により対象児童を養育しなくなったとき。
・受給者の加入年金が変更になったとき。
（国保年金係だけでなく、必ず保育係にも届け出てください。）

【届出・問い合わせ】
住民課保育係
TEL 784・3001

湯沢児童クラブを利用してみませんか？

湯沢児童クラブでは、利用を希望している児童を募集します。平成14年度（3月まで）及び平成15年度（4月から）に利用を希望している方は申込ください。

【場所】
楽町会館（湯沢児童クラブ）

【日時】
平日、土曜日
…下校時～午後5時30分
春・夏・冬休み
…午前9時～午後5時30分

【対象】
湯沢町に住所を有し、小学校に入学している概ね10歳未満の児童。
※原則として1年間を通じて利用できる児童。
※児童の送迎は、保護者の責任でお願いします。

【利用料金】
1人につき、月額7，000円
（おやつ、保険代等は実費）

【募集人数】
20名程度。（保護者の勤務状況、児童の家庭環境等を考慮の上選考します。）

【募集期間】
随時受け付けます。
（平成15年4月から利用を希望される方は、2月28日（金）までに利用申請書の提出をお願いします。）
※利用申請書は、湯沢児童クラブ、中央保育園、湯沢保育園、住民課にあります。

【入所決定】
利用月前月の中旬頃には、保護者に通知します。

【問い合わせ】
住民課保育係
TEL 784・3001
湯沢児童クラブ
TEL 090・5790・2417



平成15年度 湯沢町臨時職員登録者募集

募集職種	登録資格	勤務場所	賃金月額	その他
事務補助	高卒以上の学歴を有し、平成15年4月2日時点で年齢18歳以上49歳以下	役場または町施設	143,800円（通勤費支給、期末手当なし）	【福利厚生】 厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び労災保険については、法令の定めるところにより加入します。 【雇用期間】 5ヶ月以内。ただし、必要に応じて、1ヶ月離職した後5ヶ月以内の範囲で延長する場合もあります。（1日の勤務時間が少ない学童保育、特殊学級介助員については取り扱いが異なります。） 【応募方法】 市販の履歴書に所要事項を記入し、登録に必要な資格証、免許証の写しを添付のうえ、役場総務課に提出してください。なお、再登録の方については履歴書の写真及び資格証、免許証の写しは不要です。 【募集期間】 4月から採用を希望する方は、2月28日（金）までにお申し込みください。それ以外の方は、随時受け付けます。
保育士	保育士資格または幼稚園教諭免許を有し、平成15年4月2日時点で年齢49歳以下	町立保育園	154,800円～（通勤費支給、期末手当なし）	
給食調理員	栄養士の資格または調理師免許を有し、平成15年4月2日時点で年齢18歳以上59歳以下	町立保育園	148,700円～（通勤費支給、期末手当なし）	
保健業務補助及びケアマネージャー	保健師、助産師、（准）看護師いずれかの免許（ケアマネージャーはケアマネージャーの資格）を有し、平成15年4月2日時点で年齢49歳以下	保健センター（総合福祉センター内）	161,000円～（通勤費支給、期末手当なし）	
学童保育（放課後児童指導員）	保育士資格又は教員資格等を有し、平成15年4月2日時点で年齢59歳以下	湯沢児童クラブ（楽町会館内）	133,400円～（通勤費支給、期末手当なし）	
特殊学級介助員及び補助教員	教員資格等（介助員については保育士資格でも可）を有し、平成15年4月2日時点で年齢59歳以下	町内小中学校	161,000円～（通勤費支給、期末手当なし）	

【問い合わせ】

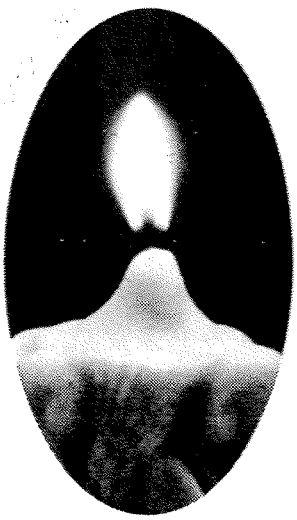
総務課人事給与係　TEL 784 － 3451

※登録者が多数あった場合等、登録いただいても採用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

※保健業務補助の職種では、検診・相談・訪問等の補助をしていただきます。

第51回湯沢温泉雪まつり

雪灯りコンテスト 参加者募集



今年より湯沢温泉雪まつりに合わせて地域観光活性化補助事業として『雪灯りコンテスト』を実施します。エリア内の多数の企業、団体、グループ、ファミリー等で奮ってご参加ください。

○募集作品
雪とローソクで作った灯りをテーマにした作品

○参加対象部門（2部門）
一般の部・・・会社、事業所、店舗、学校、組合、町内会、グループなど
ファミリーの部・・・家族（必ず小学生以下の子供を含むこと。）

○作品展示場所（大字湯沢・神立地区に限ります。）
主に自宅、店舗前、地域内でしたらどこでも可能。
（ただし、交通障害になるところや危険なところは避けてください。）

○展示期間
2月28日（金）～3月1日（土）
（期間中、午後6時にローソクを点火します。）

○申込
所定の申込書に必要事項を記入の上、持参するか郵送又はFAXなどで提出してください。

○締め切り
2月20日（木）必着

○ローソク配布
1作品につき5本まで支給します。湯沢温泉総合案内所（越後湯沢駅西口前）でお渡しします。

○審査
2月28日（金）午後6時～

○賞品

◆一般部門
最優秀賞・・・ユータン紙幣（湯沢・神立地区地域限定通貨）10万円分
優秀賞・・・ユータン紙幣（湯沢・神立地区地域限定通貨）5万円分
審査員特別賞・・・ユータン紙幣（湯沢・神立地区地域限定通貨）3万円分
※ユータン紙幣は湯沢・神立地区の旅館・民宿・スキー場はもとより「ユータンキャンペーン協力店」のステッカーの貼られている飲食、土産店等でご利用出来ます。

◆ファミリー部門
最優秀賞・・・グアムファミリー旅行（大人2名・子供2名）
優秀賞・・・ディズニーランドパスポート付宿泊券（大人2名・子供2名）
審査員特別賞・・・ソニープレイステーション1台
※各部門参加賞有り

○結果発表・表彰
3月1日（土）　雪まつり布場特設ステージ

○申込・問い合わせ
湯沢・神立地区観光協議会（湯沢温泉総合案内所内）
TEL 785－5353

タイマツ滑降・雪中みこしの参加者を募集しています

期日・・・3月1日（土）
詳しくは・・・
湯沢温泉雪まつり実行委員会（湯沢温泉総合案内所内）
TEL 785－5353

魚沼消防署湯沢分署からのお知らせ

家庭にある危険なもの

世間を騒がせた、毒物混入事件。「亜ヒ酸」「アジ化ナトリウム」など記憶にあると思います。家庭の中にも、意外と危険なものがあります。

一般家庭にもある洗剤や農薬も多量に摂取すれば死に至ることもあります。間違って飲んでしまった場合、適切な処置をして、**早く医療機関で受診してください。**

●間違って飲んでしまった場合の適切な処置は・・・

たばこ
↓すぐに吐かせる。多量の水を飲ませ吐かせる。

酸アルカリ製品（家庭用洗剤など）
↓牛乳や卵白を飲ませる。吐かせてはいけない。

灯油
↓吐かせてはいけない。

【問い合わせ】
魚沼消防署湯沢分署
TEL７８４・３３７７

家庭にある危険なもの

薬品名等	主な用途（含有量）	体内に入った時の主な症状
ニコチン	たばこ（1本10～30mg）	嘔吐・意識消失
塩酸	トイレの洗剤（塩酸濃度7～10%溶液）	粘膜の腐食
次亜塩素酸ナトリウム	漂白剤（次亜塩素酸濃度5%溶液）	粘膜の腐食
陰イオン界面活性剤	食器洗剤、洗濯洗剤 （10～40%・最近の濃縮製剤は60%）	嘔吐・運動麻痺・けいれん
陽イオン界面活性剤	柔軟仕上げ剤 （5～8%・最近の濃縮製剤15～24%）	粘膜腐食・溶血・けいれん・昏睡
ナフタリン	防虫剤	発熱・溶血・頭痛
グリホサート	ラウンドアップ	下痢・気道浮腫

魚沼地域特別養護老人ホーム組合職員採用試験

【募集職種】
寮父母

【募集人員】
若干名

【受験資格】
①昭和48年4月2日以降に生まれた方で、高等学校卒業（平成15年3月卒業見込みの方を含む）以上の学歴を有する方
②介護福祉士資格を有する方
③地方公務員としての欠格事項に該当しない方

【試験日】
3月1日（土）

【試験会場】
大和町役場

【試験方法】
○1次試験
高校卒業程度の内容で、地方公務員として必要な一般知識及び知能についての教養試験、作文試験、面接試験
○2次試験
健康診断

【受験手続】
受験申込書（魚沼地域特別養護老人ホーム組合・八色園事務室に請求してください。）に所要事項を記入押印し、申込前6ケ月以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）1枚を貼り、他に1枚を添えて、2月21日（金）までに八色園事務室へ提出してください。
※職員の欠員が生じた場合に採用します。従って合格者でも採用されないことがあります。

【問い合わせ】
八色園
TEL７７７・３８１１

山の湯・街道の湯 2月11日は営業します

2月11日（火）は、湯元共同浴場（山の湯）と三俣共同浴場（街道の湯）は、定休日ですが、営業します。
振替休日は、両浴場ともに、2月17日（月）になります。

【問い合わせ】
（財）湯沢町都市施設公社
TEL７８４・１５１１

2月の納税等

固定資産税（4期）
貸地料

納期限は、2月28日㈮です。
口座振替納付の方は、2月26日㈬に引き落としさせていただきます。
※納付は便利な「口座振替制度」もあります。ぜひご利用ください。

ボイラー実技講習会

2級ボイラー技士出張特別試験に備えての準備講習会を、次により開催します。

【期日・会場・定員】
◇3月21・22・23日
県立高田工業高校
一般20人　高校生50人
◇3月27・28・29日
新潟県トラック総合会館
一般30人　高校生50人
◇3月31・4月1・2日
県立新発田農業高校
一般30人　高校生20人
◇4月1・2・3日
県立海洋高校
一般10人　高校生50人
◇4月2・3・4日
県立塩沢商工高校
一般40人　高校生20人
◇4月16・17・18日
新潟県トラック総合会館
一般60人
◇5月13・14・15日
ポリテクセンター新潟
一般80人
◇5月19・20・21日
新潟県トラック総合会館
一般80人
◇5月21・22・23日
上越職業訓練センター
一般80人

【時間】
午前9時～午後5時

【受講料】
12,000円
他にテキスト1,100円

【申込】
所定の申込書に受講料を添えて申し込みください。
（定員になり次第締切ります。）

【問い合わせ】
〒950-0965
新潟市新光町6-4
新潟県トラック総合会館
(社)日本ボイラ協会新潟支部
TEL025・280・0100

ユニバーサルリゾートとしての南魚沼 公開シンポジウム

平成12年度から行われている地域での研究や活動を紹介しながら、今後の南魚沼地域が「いつでも・だれでも・どこでも・なんでも」できるユニバーサルリゾートとして発展していくことを目的として、さまざまな方々との意見交換をしていく公開シンポジウムです。皆さんの参加をお待ちしています。

【日時】
2月13日（木）
午後6時～8時
（受付開始・午後5時30分）

【会場】
サンライズ六日町

【内容】
基調報告
パネルディスカッション
意見交換会

【申込・問い合わせ】
長岡造形大学
環境デザイン学科 澤田雅浩
TEL0258・21・3311
FAX0258・21・3538

夢づくり塾

今、地域づくりや地域おこしに取り組んでいる方はもちろんのこと、将来において取り組みたいと考えている方や興味のある方は是非とも、この機会に地域づくりとは何かを一緒に考えて見ませんか。

【日時】
2月27日（木）
午後6時30分～8時30分

【会場】
サンライズ六日町

【内容】
地域づくりとは何かについての講義及びワークショップ
※参加は自由・無料

【申込・問い合わせ】
六日町地域振興事務所
地域振興課
TEL772・2662

お誕生おめでとうございます

1月17日　小林　龍之介（りゅうのすけ）さん　（原新田、則孝・紫津さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

1月6日　猪八重　誠　さん　（原新田、47歳）
1月6日　富沢　サダ　さん　（二居、85歳）
1月16日　山田　澤吉　さん　（栄町、91歳）
1月16日　樋口　俊二郎　さん　（谷後、72歳）
1月20日　望月　弘邦　さん　（古野一、74歳）
1月28日　池田　敬　さん　（三俣一、73歳）
1月30日　八木　修三　さん　（栄町、69歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。